資料 6-1

名勝「宇治山」及び史跡「宇治古墳群」の指定等について

標記の件について、　文部科学大臣は、平成３０年１０月１５日付、「官報」号外第２２６号において、文部科学省告示第１８９号で史跡「宇治古墳群」の指定が、文部科学省告示第１９０号で名勝「宇治山」の指定が告示されました。

なお、史跡「宇治古墳群」、名勝「宇治山」の指定日は平成３０年１０月１５日となります。

【指定に至る経過】

宇治橋東南岸に連なる仏徳山を中心とする低平な丘陵群は、宇治橋から上流を眺めた際の宇治の景観美を構成する重要な要素の一つであり、また、歌枕として古来和歌などに詠まれ、山麓や山腹に所在する社寺等の名所旧跡とともに景勝地宇治を構成します。

近年その一画、仏徳山の北に続く丘陵を削平し宅地開発する計画が浮上したことから、これら丘陵群を「宇治山」として名勝指定を図り、その保護活用を図るべく、文化庁等と協議を行ってきたものです。

また、当該地には豊富な副葬品が出土した 2 基の古墳時代中期の円墳、二子山古墳があります。宇治川右岸にある首長墳は、観音山古墳・瓦塚古墳・二子山古墳と円墳が続き、後期の二子塚古墳で突如大型前方後円墳が築造され、古墳時代の政治的動向を知るうえで重要な古墳群です。これらの古墳群を「宇治古墳群」として史跡指定が図れるよう、文化庁等と協議を行ってきました。

【添付資料　　官報号外第２２６号抜粋】

宇治山

琵琶湖から発する勢田川は、湖南の山々を縫って峡谷を刻み、宇治川となって山城盆地に北上し、木津川、桂川と合流して淀川へと続く。この宇治川が頁岩・チャート・砂岩などからなる三室戸層と天ヶ瀬層に刻んだ峡谷から出て氾濫原低地を形成する地域は、往古より交通の要衝をなし、平安時代に貴顕の別業が数多営まれて以来、優れた名勝地として広く知られてきた。宇治山は、その谷口を巡って峰を連ねる仏徳山、朝日山、大平山、槇尾山などを含む丘陵地の総称である。

そうした宇治山には古来より数々の秀歌が詠み継がれ、『古今和歌集』（１０世紀初頭）に収められて、『小倉百人一首』（１３世紀前半）にも選ばれた喜撰法師の有名な「わが庵は都のたつみ然かぞすむ世をうぢ山と人はいふなり」をはじめとして、名勝地たる基層を育んできた。なかでも、『新古今和歌集』（１３世紀初頭）に収められた藤原公実の「ふもとをば宇治の川霧たちこめて雲居に見ゆる朝日山かな」や、『源氏物語』（寛弘５年〈１００８〉）宇治十帖の最初、橋姫の「朝ぼらけ家路も見えず尋こし槇のを山は霧こめてけり」では、宇治川の川霧と朝日山、槇尾山が織り成す優れた情景が描き出されている。１４世紀以降には紀行文・地誌などにも多く取り上げられ、江戸時代後期から近代にかけては、『宇治名所古跡之繪圖』（江戸末期）などに見られるように、北西方から宇治橋を左中ほど手前に、平等院を右下に配置して、宇治山を鳥瞰する構図で紹介されることが広く普及した。幾多の盛衰を経てこの地勢に育まれた風致景観は、今日、宇治の名勝地たる枢要をなしている。

そのうち、今般は、宇治川右岸の仏徳山、朝日山、二子山に、興聖寺、宇治上神社、宇治神社、恵心院の境内地などを含む範囲を保護しようとするものである。

仏徳山（標高１３１．８メートル）は宇治山において最高峰を占め、その南東に朝日山の小丘を連ね、古くはこれらを合わせて朝日山と呼ばれていたものと考えられている。その名の由来をなす山号を有する仏徳山興聖寺は、鎌倉時代の初期に曹洞宗の開祖・道元によって開かれたと伝えるが、一時廃絶し、仏徳山の南、朝日山の南西の中腹に現在まで継がれる堂宇を再興したのは慶安２年（１６４９）の法灯である。宇治川河畔の四足石柱門を潜り、江戸時代以来、ヤマブキ、ツツジ類、カエデ類の色づく名所として知られる琴坂（全長２００メートル余りの参道）を登って龍宮造りの山門に至る。境内は仏徳山の山容に包まれ、本堂前には配石して庭園

をなし、朝日山山上の観音堂からの眺望は、宇治川までをも含む広大な地割が意識されていたことを窺わせる。

仏徳山の北西方に伸びる丘陵状には古墳時代中期に属する直径４０メートル余りの円墳２基がなす二つの高まりから二子山と呼ばれ、宇治山に一連の風致景観をなしている。これらの墳丘からは多彩な副葬品などが出土しており、少なくとも５世紀以降この地域が要衝であったことを示している。仏徳山の西麓には、菟道稚郎子（うじのわきいらつこ）とその兄・仁徳天皇、二人の父・応神天皇の三柱を祭神とする宇治上神社が鎮座する。平安時代後期に造営され、現存最古の神社建築と言われる本殿は一間社流造の社殿三棟を一つの屋根で覆い、左右本殿の蟇股（かえるまた）は古様を見せて境内の由緒を伝える。宇治神社二座として江戸時代まで宇治上神社と一体であった宇治神社は宇治川河畔に位置し、鎌倉時代建築の本殿は三間社流造で菟道稚郎子一柱を祭神とし、旧宇治郷の産土神（うぶすながみ）でもある。宇治神社の南東方、興聖寺の西方の河岸段丘上には朝日山（あさひざん）恵心院があり、開山は弘法大師による龍泉寺と伝えられ、宇治十帖で入水した浮舟（うきふね）を救った横川（よかわ）の僧都（そうづ）に準（なぞら）えられた源信（げんしん）によって寛弘２年（１００５）再興されたが、中世には兵火により再び衰亡し、今は延宝４年（１６７６）に建立された本堂が縁を伝えている。

こうした数々の古刹の存在は、茶業の発展とも相まって、特に江戸時代後期以降、宇治の旅籠や茶屋の発展を促して名勝地の素地を形成した。近代においては、鉄道が敷設され著名な観光地として定着するとともに、多くの工場が誘致され、宇治川電気株式会社が京阪地域への電力供給のため、大正２年、仏徳山の中腹に宇治川水力発電所を設けた。さらに戦後の高度成長期には京阪地域通勤圏の住宅開発が進みながらも、今日に至るまで、宇治山の風致景観は良好に維持されてきた。

以上のように、宇治山は、古くから数多くの秀歌に詠まれ、特に江戸時代以来広く親しまれてきた名所をなすとともに、宇治の１０００年以上にわたる所縁を刻む風致景観であり、連担する丘陵の山容は古刹や河畔の風情と相まって鑑賞上の価値が高いことから、名勝に指定して保護を図るものである。

（※原文(月刊文化財平成 30 年９月号掲載)は縦書きで漢数字を使用しているが、横書きとしたことに伴い数字は算用数字を使用）

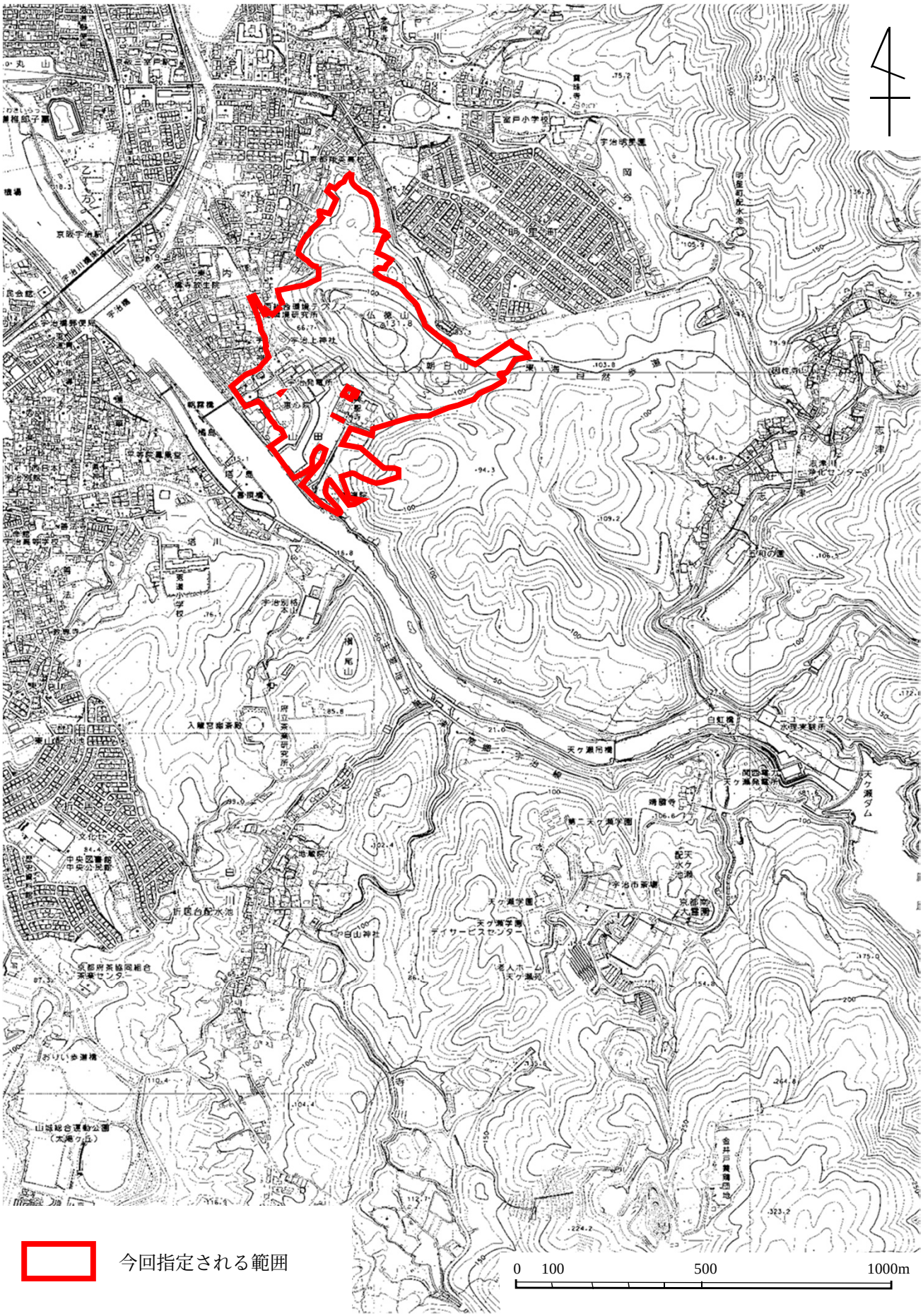

宇治山 名勝指定対象地域範囲図

宇治古墳群（うじこふんぐん）

宇治川右岸域は、南と西を宇治川、東を醍醐山地に画された地域である。現在、宇治川は宇治橋から下流で北西から北に流れ山科川と合流するが、豊臣秀吉による太閤堤の築堤以前はいくつもの流れに分流していたとみられる。宇治川の渡河点は宇治に置かれ、宇治橋が掛けられるなど、交通上の要衝として重要な役割を果たしてきた。

宇治古墳群は、醍醐山地から発する丘陵及び扇状地上に立地する５基の古墳からなる古墳群である。古墳群の築造は直径４６．５メートルの円墳である観音山（かんのんやま）古墳の築造に始まる。段築と葺石を持ち、埋葬施設は竪穴式石室である。出土遺物は確認しておらず詳細は不明だが古墳時代前期と考えられる。観音山古墳に続き中期前葉に二子山古墳北墳が、中期後葉には二子山古墳南墳が築造される。続いて古墳の築造は五ヶ荘（ごかしょう）地区へと移り、中期後葉に瓦塚古墳が築造される。直径３０メートルの円墳で、葺石と埴輪を持ち二段築成をなす。現存する地割から周濠の存在が想定される。礫槨と木棺直葬の２基の埋葬施設が上下に設置されており盗掘坑から玉杖形金銅製品やガラス玉、鉄鏃などが出土している。後期前葉には古墳群中唯一の大型前方後円墳である二子塚古墳が築造される。

今回指定しようとするのは、二子山古墳北墳、二子山古墳南墳、二子塚古墳である。

二子山古墳北墳と二子山古墳南墳では、昭和４３年に土砂採取計画に際して、京都大学文学部考古学研究室及び奈良国立文化財研究所からなる二子山古墳発掘調査団により発掘調査が行われた。その後土砂採取計画は中止となったが、平成２６年に再び近隣での開発計画が発生したため、平成２８・２９年に宇治市教育委員会による測量調査及び古墳の範囲を確認する発掘調査が行われ、墳丘の詳細が明らかとなった。

二子山古墳北墳は直径４０メートルの円墳で葺石を施すが段築をなさない。墳頂部と墳裾では一部で原位置を保つ円筒埴輪が検出されている。墳頂部には３基の埋葬施設があり、中央槨と東槨は同一墓坑内に、西槨はその墓坑を一部掘り込む形で配置される。中央槨と東槨は盗掘を受けているが、盗掘が及ばない範囲から原位置を保つ副葬品が出土した。中央槨は割竹形木棺の直葬で、鉄剣・鉄鉾・鉄槍・鉄鏃

の武器類と、鉄鎌・鉄鉇・鉄鑿・鉄錐・刀子・鋤先の農工具類が出土した。東槨は粘土槨で、鉄斧・鉄鎌・鋤先・手鎌・鉄鉇・鉄鑿・鉄錐・刀子の農工具類が出土した。未盗掘の西槨は粘土槨で、銅鏡、碧玉製勾玉・ガラス小玉・滑石製臼玉等の玉類、竪櫛、鉄刀・鉄剣・鉄槍・鉄鏃の武器類、短甲・冑・頸甲・盾の武具類、鉄斧・鉄鎌・鉄鉇・鉄鑿・鉄柄付手斧の農工具類が出土した。埴輪には円筒埴輪・朝顔形埴輪と家形・靫形・草摺形などの形象埴輪がある。副葬品及び埴輪から中期前葉に位置づけられる。

二子山南墳は北墳に隣接する南北３０メートル、東西３４メートルの円墳である。葺石・段築いずれも持たず、墳丘斜面からは形象埴輪が出土している。埋葬施設は箱形木棺の直葬で、一部で盗掘を受けているが多数の副葬品が副葬時の状態を保って出土した。棺内からは、銅鏡、硬玉製勾玉・碧玉製管玉・滑石製臼玉の玉類、鉄刀・鉄剣・鉄鏃・胡籙の武器類、短甲・冑・頸甲・籠手・革製草摺・小札甲の武具類、轡・辻金具・三環鈴の馬具、鉄斧・鉄鎌・鉄鉇・針・刀子の農工具類が出土した。棺外からは鉄鉾・石突・盾の武器・武具、鐙・杏葉・雲珠・鞍金具・辻金具の馬具が出土した。副葬品から中期後葉に位置付けられ、特に３点の甲冑や馬具などは中期後葉の標識的な資料である。

二子塚古墳は、墳長１１２メートルの大型前方後円墳である。藤原忠実の日記である『殿暦』（康和５年（１１０３））の記事に「二子墓」、藤原頼長の日記である『台記』（久安６年（１１５０）の記事に「二子陵」の記述があるなど早くから記録が残されていたが、大正初期には土取りにより後円部が大きく削平され宅地化が進行した。大正４年には梅原末治により発掘調査が行われ、近畿の大型前方後円墳としては最古段階の横穴式石室を持つことが確認されている。昭和４６年度の宇治市教育委員会による測量調査と、昭和６０年から平成３年度にかけての宇治市教育委員会による発掘調査により、横穴式石室に伴う礫群や外濠などを確認した。これにより、墳丘は二段築成で、葺石・埴輪を持ち、二重の周濠を持つこと、外堤上にも埴輪が設置されていたことが明らかとなった。埴輪から後期前葉に位置づけられており、墳丘の形態は大阪府高槻市の史跡今城塚古墳とほぼ同形であり、その規模は五分の三に当たるなどの強い関連性が指摘されている。

このように宇治古墳群は、古代交通の要衝として重要な役割を果たしてきた宇治川右岸域に、古墳時代前期から後期前葉（４世紀から６世紀前葉頃）にかけて築造

された古墳群である。前期の観音山古墳から中期後葉の瓦塚古墳まで、直径３０～４０メートル台の円墳が築造されたが、後期前葉に突如として当該時期の山城地域最大の前方後円墳である二子塚古墳が築造される。こうした動向は継続的に中小規模の円墳を築造していた地域勢力が、古墳時代における画期の一つである後期前葉に至り新たな古墳築造の展開をみせた事例といえる。これは地域的な動向と全国的な動向の関わりの一端を良好に示すもので、ヤマト政権中枢と近在する地域の関係を知る上で重要である。また、二子山古墳北墳と二子山古墳南墳は中期を代表する標識的な副葬品の出土により、副葬品研究において重要な役割を果たしてきており、二子塚古墳は近畿における横穴式石室が採用された最古段階の大型前方後円墳として重要である。よって、宇治古墳群のうち保護の急がれる二子山古墳北墳・二子山古墳南墳・二子塚古墳を史跡に指定し、その保護を図ろうとするものである。

（※原文(月刊文化財平成 30 年９月号掲載)は縦書きで漢数字を使用しているが、横書きとしたことに伴い数字はアラビア数字を使用）

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○医師法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一二四）　一
○船員保険法施行規則の一部を改正する省令（同一二五）　二

〔告　示〕
○史跡に指定する件（文部科学一八九）　三
○名勝に指定する件（同一九〇）　四
○天然記念物に指定する件（同一九一）　六
○特別史跡に地域を追加して指定する件（同一九二）　七
○史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件（同一九三）　九
○史跡に地域を追加して指定し、一部解除する件（同一九四）　一四
○史跡に地域を追加して指定する件（同一九五）　一四
○名勝に地域を追加して指定し、名称を改める件（同一九六）　一四
○天然記念物に地域を追加して指定する件（同一九七）　一四
○記念物を登録記念物に登録する件（同一九八）　一四
○文化的景観を重要文化的景観として選定する件（同一九九）　一四
○文化的景観に地域を追加して選定する件（同二〇〇）　一四
○家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件（農林水産二二四八）　一五

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、会社更生、再生関係　一六
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構平成二十九事業年度財務諸表、中日本高速道路株式会社工事区間変更、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　一六
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　一七
会社その他
会社決算公告　八二
会社決算公告　八三
会社決算公告　八五

省令

○厚生労働省令第百二十四号

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の八第一項及び第十六条の九第一項の規定に基づき、医師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月十五日

厚生労働大臣　根本　匠

医師法施行規則の一部を改正する省令

医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第三章　研修	（新設）
第十九条の二　法第十六条の八第一項及び第十六条の九第一項の厚生労働省令で定める団体は、次に掲げる団体とする。	
一　一般社団法人日本専門医機構	
二　一般社団法人日本内科学会	
三　公益社団法人日本小児科学会	
四　公益社団法人日本皮膚科学会	
五　公益社団法人日本精神神経学会	
六　一般社団法人日本外科学会	
七　公益社団法人日本整形外科学会	
八　公益社団法人日本産科婦人科学会	
九　公益財団法人日本眼科学会	
十　一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会	
十一　一般社団法人日本泌尿器科学会	
十二　一般社団法人日本脳神経外科学会	
十三　公益社団法人日本医学放射線学会	
十四　公益社団法人日本麻酔科学会	
十五　一般社団法人日本病理学会	
十六　一般社団法人日本臨床検査医学会	
十七　一般社団法人日本救急医学会	
十八　一般社団法人日本形成外科学会	
十九　公益社団法人日本リハビリテーション医学会	
第十九条の三　法第十六条の八第一項の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	（新設）
一　前条第一号に規定する団体が、医師の研修に関する計画（研修施設、研修を受ける医師の定員又は研修期間に関する事項が定められているものに限る。）を定め、又は変更する場合	

（改正後）

四　法第百一条に規定する遺族一時金の額は、最終標準報酬月額（死亡の原因となった疾病又は負傷の発生した日が平成二十九年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬月額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が百三十九万円を超えるときは百三十九万円））の二・七月分に相当する金額とする。

五　（略）

3　平成三十年八月一日以後に支給すべき事由の生じた障害前払一時金又は遺族前払一時金の限度額の法附則第五条第八項において準用する法第三十九条第二項に規定する額の改定については、次に定めるところによる。

一　法附則第五条第一項後段に規定する障害前払一時金の限度額は、障害の原因となった疾病又は負傷が発生した日が平成二十九年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬日額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万六千三百三十円を超えるときは四万六千三百三十円）に、障害の程度に応じて法別表第五に定める日数を乗じて得た額とする。

二　法附則第五条第二項後段に規定する遺族前払一時金の限度額は、死亡の原因となった疾病又は負傷が発生した日が平成二十九年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬日額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万六千三百三十円を超えるときは四万六千三百三十円）の千日分に相当する額とする。

（改正前）

四　法第百一条に規定する遺族一時金の額は、最終標準報酬月額（死亡の原因となった疾病又は負傷の発生した日が平成二十九年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬月額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が百二十一万円を超えるときは百二十一万円））の二・七月分に相当する金額とする。

五　（略）

3　平成三十年八月一日以後に支給すべき事由の生じた障害前払一時金又は遺族前払一時金の限度額の法附則第五条第八項において準用する法第三十九条第二項に規定する額の改定については、次に定めるところによる。

一　法附則第五条第一項後段に規定する障害前払一時金の限度額は、障害の原因となった疾病又は負傷が発生した日が平成二十九年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬日額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万三百三十円を超えるときは四万三百三十円）に、障害の程度に応じて法別表第五に定める日数を乗じて得た額とする。

二　法附則第五条第二項後段に規定する遺族前払一時金の限度額は、死亡の原因となった疾病又は負傷が発生した日が平成二十九年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬日額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万三百三十円を超えるときは四万三百三十円）の千日分に相当する額とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　第百五十条の改正規定は、平成二十八年四月一日以後の日に係る船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による休業手当金の額、同月以後の月分の同法による障害年金及び遺族年金の額、同日以後に支給すべき事由の生じた同法による障害手当金及び遺族一時金の額並びに同日以後に支給すべき事由の生じた障害前払一時金及び遺族前払一時金の限度額（船員保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年厚生労働省令第百三十五号）附則第二項、船員保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第七十三号）附則第二項又は船員保険法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第九十九号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされたものを含む。）に対して、この省令の施行の日の前日までの間、適用されていたものとみなす。

告　示

○文部科学省告示第百八十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年十月十五日

文部科学大臣　柴山　昌彦

名称	所在地	地域
長者山官衙遺跡及び常陸国海道跡	茨城県日立市十王町伊師字愛宕脇	三五八六番のうち実測二五四・四二平方メートル、三五八六番一のうち実測一三六四・七四平方メートル
	同　字大麦田	二九三六番
	同　字宿	二九五一番一、二九五二番一、二九五三番、二九五八番、二九六一番一
	同　字東	三〇四八番、三〇五〇番のうち実測三一八・二六平方メートル
	同　字東堀上	二九四八番一三
		備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を茨城県教育委員会及び日立市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
簗瀬二子塚古墳	群馬県安中市簗瀬字八幡平	七四八番二、七五四番、七五五番、七五六番一、七五六番二、七五六番七、七五七番三、七五八番二、七五九番一、七五九番三、七六〇番一、七六一番一、七六二番一、七六二番二、七六三番一、七六三番二、七六三番三、七九一番八のうち実測三三・一九平方メートル
		備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を群馬県教育委員会及び安中市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
新津油田金津鉱場跡	新潟県新潟市秋葉区金津字居村	五九九番一、六〇〇番、六〇一番一、六〇一番二、六〇二番、六〇三番一、六〇三番八、六〇六番三、六〇六番四、六〇七番二、六〇八番、一〇〇九番、一〇一〇番一、一〇一〇番二、一〇一一番一、一〇一一番四、一〇一一番七、一〇一二番
	同　字坪ケ入	一〇二一番、一〇二三番一、一〇二三番四、一〇三四番、一〇三五番、一〇三六番、一〇三七番、一〇三八番、一〇三九番、一〇四一番、一〇四四番、一〇七六番
	同　字一ノ沢	一一二三番一、一一二七番一、一一二八番、一一二九番、一一三二番一、一一三四番一、一一三七番一、一一三八番、一一三九番、一一四一番、一一四七番、一一五〇番一、一一五一番、一一五二番、一一五三番、一一五四番、一一五五番一、一一五六番一、一一五七番、一一六〇番、一一六二番、一一六九番、一一七〇番一二、一一七〇番五、一一七三番一、一一七三番六、一一七三番一三、一一七五番一、一一七五番四、一二七五番

宇治古墳群	本 京都府宇治市宇治山本	三五番、三六番、三六番一、三七番一、三七番二、四〇番、四二番、四八番、四八番乙、四八番丙、五一番、七七番
	同 五ケ庄大林	五〇番
		右の地域に介在する道路敷を含む。
板東俘虜収容所跡	徳島県鳴門市大麻町桧字尾山谷	六番一、六番二、六番三、六番四、一二番、一三番二、一一七番八
	同 字丸山	二六番一、二六番八、二六番一六のうち実測五三二・六四平方メートル、二六番一八、二六番二九、二六番三〇のうち実測一一八・九一平方メートル、二六番三八、二六番三九、二六番一二二、二六番一三一、二六番一五〇のうち実測六二六・三八平方メートル、二六番一五一のうち実測七四・〇六平方メートル、二六番一八三、二六番一八四
		徳島県鳴門市大麻町桧字丸山二六番一に東接し同字丸山二六番三〇に東接するまでの道路敷、同字東山田一番一に西接し同字東山田六番一に西接するまでの道路敷を含む。
		備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を徳島県教育委員会及び鳴門市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
朝倉須恵器窯跡 小隈窯跡 山隈窯跡	小隈窯跡 福岡県朝倉郡筑前町下高場字小隈	二八四八番、二八四九番、二八五一番、二八五三番、二八五四番、二八五六番のうち実測九七二・五一平方メートル、二八六〇番のうち実測四〇四・二二平方メートル、二九〇八番一のうち実測二二八・一〇平方メートル、二九〇八番二、二九一一番のうち実測三三六・四四平方メートル、二九一二番のうち実測五三五・二〇平方メートル、二九一三番一、二九一三番二、二九一四番、二九一七番のうち実測四四四・〇四平方メートル、二九一八番二のうち実測一七七・八一平方メートル
		右の地域に介在する道路敷を含む。
	山隈窯跡 同 山隈字城山	五九〇番のうち実測二一三一・五五平方メートル、五九二番のうち実測一二三二・〇六平方メートル
		備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福岡県教育委員会及び筑前町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
筑豊炭田遺跡群 三井田川鉱業所伊田坑跡 目尾炭坑跡 旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所及び救護練習所模擬坑道	三井田川鉱業所伊田坑跡 福岡県田川市大字伊田	[illegible]
	目尾炭坑跡 同 飯塚市目尾字松崎	九三七番三のうち実測六三・三四平方メートル
	同 飯塚市目尾字山の谷	一一五五番、一一五六番、一一五七番、一一五八番、一一五九番、一一六二番四のうち実測一一六・七七平方メートル、一一六二番六のうち実測二四三〇・六九平方メートル
	同 飯塚市目尾	二六三七番六のうち実測二八八四・七二平方メートル
		備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福岡県教育委員会及び飯塚市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
	旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所及び救護練習所模擬坑道 同 直方市大字直方	六七四〇番一九のうち実測九三四・六四平方メートル、六七四〇番四〇のうち実測一三一・七七平方メートル、六九二番四五のうち実測二三〇・六九平方メートル
		備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福岡県教育委員会及び直方市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
下藤キリシタン墓地	大分県臼杵市野津町大字原字山仲	二二七〇番
弁之御嶽	沖縄県那覇市首里鳥堀町四丁目	一二一番
	同 首里鳥堀町五丁目	六二番
		沖縄県那覇市首里鳥堀町五丁目六二番に北接し同六三番五に北接するまでの道路敷を含む。

○文部科学省告示第百九十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を名勝に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年十月十五日

文部科学大臣　柴山　昌彦

名称	所在地	地域
白山公園	新潟県新潟市中央区一番堀通町	一番二、一番五
宇治山	本 京都府宇治市宇治山本	三五番、三六番、三六番一、三七番一、三七番二、四〇番、四二番、四八番、四八番乙、四八番丙、五一番、五二番一、五三番、五四番、六一番、六二番一、六二番三、七七番
	同 宇治紅斉	二番一、二番二、二番三、二番四、二番五、二番六、一一番一、一二番一、一二番二、二〇番一、二九番一、二九番三、三一番一、三一番四
	同 宇治山田	[illegible]

同	字治又振	八番一、八番五、八番六
中山仙境（夷谷）	大分県豊後高田市夷字楽庭	右の地域に介在する道路敷、京都府宇治市宇治山本六二番三と同字治紅斉一番一に挟まれ同字治紅斉三一番一に西接するまでの道路敷、同字治山田二三番に西接する同字治山田二五番に西接する道路敷、同字治山田二四番に北接し同字治山田二五番に北接する道路敷、同字治山田五番に東接する道路敷、同字治山田二三番に西接する水路敷、同字治山田二五番に西接するまでの水路敷に西接する道路敷、同字治紅斉二九番三と同字治山田二四番に挟まれた水路敷を含む。
同	字祇舎谷	七二八番
同	字祇舎	七三二番、七三四番、七三五番二、七三六番
同	字大石迫	七三七番、七三八番、七三九番、七四〇番、七四一番一、七四一番二
同	字金敷	七四二番一、七四二番二、七四三番、七四四番、七四六番
同	字十連	八二五番
同	字野添	八四八番、八四九番、八五〇番
同	字松尾	八五一番
同	字円徳	八八六番、八八七番、八八八番、八八九番、八九〇番
同	字猿神	九三七番、九三八番、九四〇番、九四一番、九四五番、九四六番、九四七番
同	字定本迫	九四九番、九五〇番、九五二番、九五四番一、九五四番二
同	字東南払迫	九五五番一、九五五番二、九五五番三、九五六番、九五七番、九五九番
同	字根本	九六〇番一、九六〇番二、九六〇番三、九六一番、九六二番、九六四番、九六六番、九七七番、九七八番、九八四番一、九八四番二、九八八番、九九〇〇番、九九一番、九九九番、一〇〇二番、一〇〇三番、一〇〇四番、一〇〇五番、一〇〇八番、一〇一三番、一〇一四番
同	字東南払	一〇一五番、一〇二七番、一〇二八番、一〇三〇番、一〇三一番一、一〇三一番二、一〇三二番、一〇三三番、一〇三四番、一〇三五番、一〇三七番
同	字中川原	一〇四〇番、一〇四一番、一〇四二番、一〇四三番、一〇四四番、一〇四五番、一〇四六番
同	字宮ノ本	一〇四七番、一〇四八番、一〇五〇番、一〇五三番
同	字宮山	一〇五五番、一〇五六番、一〇六二番、一〇六三番
同	字宮山奥	一〇八〇番、一〇八一番、一〇八三番、一〇八五番、一〇八六番
同	字水船	一〇八七番、一〇八八番、一〇八九番、一〇九二番
同	字東城	一〇九三番、一〇九四番、一〇九五番、一一〇番
同	字路原	
同	字薄原	
同	字藤ケ谷	
同	字心吉	

同	字城ノ本	一一一六番、一一一七番
同	字行知払	一一七四番、一一七八番、一一八〇番、一一八三番、一一八四番
同	字三助	一二七八番一
同	字船ケ迫	一二七九番一、一三〇四番一、一三〇七番
同	字尾園	一三〇八番、一三一〇番、一三一一番、一三一二番、一三一三番
同	字奥船ケ迫	一三一四番、一三一五番、一三一六番、一三一七番一、一三一七番二、一三一八番、一三二四番、一三二五番
同	字羅根	一三二八番、一三三一番、一三三三番、一三三四番
同	字奥山	一三五〇番、一三五一番、一三七一番
同	字窓岩	二〇四八番、二〇八九番
同	字流田	二〇九八番、二一〇一番
同	字大畑	二一八二番、二二〇五番
同	字庵十払	二二五八番、二二六〇番、二二六九番
同	字今夷	二二九五番、二三一三番一、二三一五番一
同	字隠山	二三一九番、二三二〇番、二三二五番、二三二六番、二三二七番、二三三〇番、二三三一番、二三三三番、二三三六番
同	字殿迫	二三三七番一、二三三七番二、二三三八番三
同	字影平	二三四六番一、二三五二番、二三五七番一、二三五九番一
同	字城ノ迫	二三六四番、二三六五番、二三六六番、二三六七番、二三六八番、二三六九番、二三七〇番、二三七一番
同	字石城	二三七四番、二三七五番、二三七六番、二三八五番一、二三九五番、二四〇〇番、二四〇五番、二四〇六番
同	字中岩	二四一一番、二四一二番
同	字萱ノ木	二四一四番、二四一六番、二四一七番、二四一八番、二四三三番一、二四三三番二、二四三四番、二四三五番、二四三六番、二四三七番、二四四〇番、二四四一番、二四四二番、二四四三番、二四四四番
同	字紫竹	二四四五番、二四四六番、二四五二番、二四五九番、二四六八番、二四七〇番一、二四七〇番二
同	字坊落	二四七五番一、二五〇九番一、二五一〇番、二五一三番一、二五二〇番一
同	字尾鼻	二五三一番一、二五三二番、二五三三番、二五四〇番
同	字岩ノ下	二五四九番、二五五九番
同	字田代	二五七一番、二五七六番、二五七七番
同	字田中	二五九一番、二五九二番、二五九五番、二五九六番、二五九七番、二六〇二番、二六一一番、二六一二番、二六一三番、二六一五番、二六一六番、二六一七番
同	字妙現	二六六九番一、二六七二番、二六七三番一、二六七三番二、二六八一番、二六八五番、二六八六番、二六八八番一、二六八八番二、二六八九番、二六九〇番一、二六九〇番二
同	字阿弥陀越	二六九一番一、二六九一番二、二六九二番一、二六九二番二、二六九三番
同	字一戸	二六九四番、二六九五番、二六九六番一、二六九七番